



「誰か」じゃない。
「あなた」の救護が必要だ。



東住吉区役所では、災害時に 医療救護活動に従事する看護師等の 事前登録者を募集しています！

東住吉区役所では東住吉区医師会、東住吉区歯科医師会、東住吉区薬剤師会、東住吉森本病院とともに、超急性期（発災後おおむね24時間）からの医療救護所の設置・運営を中心とした医療救護体制の構築に取り組んでいます。

大規模災害発生時、負傷者が相当数発生することが危惧される一方、多くの医療機関が診療できなくなる事態が想定されます。

一人でも多くの命を救うことができるよう、力をお貸しいただけませんか？



主な医療救護活動 の内容

- ・東住吉森本病院敷地内に開設される医療救護所でのトリアージ、軽症者の応急処置及び看護業務

※中等症・重症者等については、東住吉森本病院または救急車等利用し医療機関へ搬送します。

登録対象者

- ・看護師
- ・保健師
- ・助産師

※上記いずれかの資格をお持ちの方

従事期間

- ・災害発生後概ね 72時間（3日間）

※ご自身とご家族の安全を確保し、自宅の危険防止措置をしてから従事いただくことになります。なお、お勤めの方はお勤め先の災害対応を優先してください。

費用弁償

- ・災害救助法が適用された場合は基準に基づき手当等を支給（参考：日当18,000円 R8.9 現在）

※活動中の事故に対する補償については、条例に基づいて補償します。

登録方法

- ・区役所ホームページ内の申請フォームより手続き ▶▶▶
（所要時間2～4分） ※お手元に資格の免許証をご用意ください

